

◆夢を育み 明日が待たれる 魅力ある学校づくり◆

北教だより

茨城県県北教育事務所
令和8年6月12日(金)
第2号

電話0294-34-0774

E-mail:hokukyo@pref.ibaraki.lg.jp

県北管内の生徒指導の課題について ～各種調査結果を生かし、生徒指導の一層の充実を！～

暴力行為が増加 各種教育の充実と日々の関わりを大切に

令和6年度の茨城県の暴力行為件数1000人当たりの割合は全国第2位の20.7件でした。県北管内の暴力件数も増加傾向の様子が見られます。暴力行為の原因は、人の痛みを想像できないこと、「自分さえよければそれでよい。」という自己中心的な考え方が強いこと、自分の気持ちをうまく表現できずに衝動的な行動に出てしまうことが考えられます。自分の言いたいことを伝えられるようになれば、ストレスをためず、怒りをコントロールできるようになることが期待できます。暴力行為を抑止するためにも、道徳教育、人権教育、法教育、情報モラル教育等の充実が重要です。また、日々の挨拶、声掛け、対話によりコミュニケーション力の向上を図ることも大切です。

不登校率は減少の兆し 魅力ある学校づくりの取組を大切に

管内の不登校率は全体として減少傾向(資料参照)にあります。さらに、R7年度は関係機関等につなぐ支援が100%となりました。不登校の未然防止や早期対応に組織で取り組んでいた結果だと考えます。

今後は関係機関との早期連携を継続するとともに、多面的なアセスメントとそれに基づいた支援方法の検討(生徒指導提要p.224、233参照)をお願いします。

また、不登校の未然防止として「魅力ある学校づくり」と「分かりやすい授業」の工夫が大切です。生徒指導の実践上の視点を生かし、授業づくり、集団づくりへの取組をお願いいたします。

	R5	R6	R7
小学校	2.96	2.38	1.95
中学校	7.69	7.77	7.32
合計	4.60	4.26	3.82

【資料】管内不登校率 (%)



特別支援教育の充実に向けて

下記の内容を参考にして、児童生徒の実態に応じた適切な教育課程の編成をしましょう。



適切な学びの場の検討に至る段階的なプロセスの進め方

毎年度、障害のある全ての児童生徒に対して、下記のプロセスを適用し、一人一人の教育的ニーズに応じた児童生徒の適切な学びの場の決定や見直しが柔軟にできるようにしましょう。

通常の学級において、**学校全体に対して分かりやすい授業の工夫**を行う

※学習指導要領解説「指導計画の作成と内容の取扱い」参照



ICTを含む合理的配慮の提供、特別支援教育支援員の配置等により、十分に学べるか検討する



特別支援学校のセンター的機能の活用や外部の専門家と連携しながら支援する必要があるかを検討する



自立活動など特別の教育課程が編成できる通級による指導や特別支援学級の必要性を検討

※校内教育支援委員会等において、上記のプロセスに従って、児童生徒の一人一人の学びの場の検討について、適切に進めていきましょう。

特別支援学級における教育課程の編成の在り方

教育課程の編成において大切なことは、「児童生徒が各教科等の授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちつつ充実した時間を過ごすことができる。」ことです。各校の特別支援教育に係る教育課程編成届の記述において、下記のような例が見受けられました。あてはまる場合は、すぐに見直しを行ってください。

×	大半の時間を通常の学級で学び、特別支援学級において障害の状態等に応じた指導を十分に受けていない。
×	交流及び共同学習で通常の学級の担任のみに指導が委ねられ、必要な支援体制が整えられていない。
×	以下のような、児童生徒の実態を考慮せずに、学校や学級の慣例等に基づいた機械的、画一的な教育課程が編成されている。 ・生活単元学習・自立活動・作業学習を特別支援学級で学び、それ以外は通常の学級で学ぶ。 ・国語・算数(数学)などの特定の教科のみを特別支援学級で学ぶ。 ・国語・算数(数学)などの教科と音楽・図工(美術)などの実技教科を同じ授業時間で、同じ教室で行う。